

まごころ奨学金

まごころ奨学金は犯罪被害に遭われた方の子どもを対象とした無利子貸与の奨学金です。



Supported by
日本財団
THE NIPPON
FOUNDATION

どんな奨学金？

対象 保護者（父または母など）が、理不尽な犯罪に遭遇し、経済的に不安定となったために、奨学金の貸与を必要とする家庭の子どもで、**高校・大学・大学院・短大・専修学校（専門課程）** に在学しているか進学を予定している方

形式 無利子・貸与

期間 在学する学校の正規の修学期間

貸与額 以下の金額を上限として、1万円単位で自由に設定できます

	月 額		入学一時金	
大学院	100,000 円		300,000 円	
大学・短大 高等学校 4 年以上 専修学校専門課程	80,000 円		300,000 円	
高等学校 高等専門学校 3 年以下 専修学校高等課程 特別支援学校高等部	国立・公立	30,000 円	国立・公立	60,000 円
	私立	50,000 円	私立	250,000 円

申請 下記お問い合わせ先へご連絡いただくか、ホームページをご確認ください。**募集要項**は日本財団よりお取り寄せいただくこともできますのでお気軽にお問い合わせください。**ご申請は随時受け付けております。**

審査期間 申請から審査・貸与開始まで、おおよそ 4 ヶ月～ 6 ヶ月間かかります。

お問い合わせ・受付は

日本財団 まごころ奨学金 係

電話：03-6229-5111 Fax：03-6229-5160

Email: magokoro@ps.nippon-foundation.or.jp

預保納付金支援事業 HP：http://nf-yoho.com/

HPはスマホからも
ご覧いただけます



※携帯電話のメールからお問い合わせいただく場合は上記アドレスからのメールを受信できるように設定してください。

まごころ奨学金について

預保納付金支援事業とは？

振り込め詐欺救済法では、振り込め詐欺に使われた口座について、被害者に返金する手続きを終えた後に被害者の方に返金されることのなかった残余金は預金保険機構^(※)に納付することとされています。

この残余金については、**犯罪被害者等の支援の充実のために支出されることとされており**、具体的には金融庁、内閣府、財務省による「振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム」の議論を経て、**犯罪被害者等の子どもへの奨学金の貸与**及び犯罪被害者等を支援する団体への助成の両事業(預保納付金支援事業)のために支出されることになっております。

日本財団は、この両事業の担い手団体として選定され、2013年度から事業を開始しています。

※預金保険機構

預金保険法に基づき設立された認可法人です。

振り込め詐欺救済法に基づき、預金口座等への振り込みを利用して行われた詐欺等の被害者への被害回復分配金の支払手続き等に係る公告業務を行っている他、預金保険法に基づき金融機関の破たん処理に関する業務等を行っています。

担い手である日本財団とは？

日本財団は、公益活動を行う民間団体で、2012年10月1日には設立50周年を迎え、以下を活動理念として掲げています。

日本財団活動理念

痛みも、希望も、未来も、共に。

Share the pain. Share the hope. Share the future.

一つの地球に生きる、一つの家族として。

人の痛みや苦しみを誰もが共にし、「みんなが、みんなを支える社会」を日本財団はめざします。

市民。企業。NPO。政府。国際機関。世界中のあらゆるネットワークに働きかけます。

知識・経験・人材をつなぎ、ひとりひとりが自分にできることで社会を変える、

ソーシャルイノベーションの輪をひろげていきます。

その中で、これまで約20年にわたり犯罪被害者支援に携わってきました。

これまでの実績を元に、これからも犯罪被害者支援の充実のために活動します。